

学校法人京都精華大学における研究活動上の不正行為に関する規程

2013年01月28日 制定

(目的)

第1条 この規程は、京都精華大学(以下「本学」という)が実施する研究において、研究活動上の不正行為(以下「不正行為」という)が発生しないよう防止する適正な運営・管理体制を整備するとともに、発生した場合に適切に対応するため、調査および処分の手続き等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程(以下「本規程」という)における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 研究活動 研究活動の立案・計画・実施・成果の取りまとめの各過程における行為でそれに付随するすべての事項を含むものとする。さらに、競争的資金等の支援を受ける場合は、これに経費支援申請や経費支援者への報告が加わる。
- (2) 研究費 国、国が所管する独立行政法人、地方公共団体等から配分される公募型の補助金、財団等からの助成金、学外から委託された受託研究に係る研究費および寄付金ならびに学生納付金を源泉とする本学独自の研究経費による研究資金をいう。なお、研究費の執行に関する不正行為の防止については別に定める。
- (3) 配分機関 国、国が所管する独立行政法人、地方公共団体、財団、企業等の本学に対して研究費を配分する機関をいう。
- (4) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成する行為
- (5) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為
- (6) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析手法、データ、研究結果、創作、論文または用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用する行為
- (7) 研究活動上の不正行為 本項第4号、第5号、第6号およびこれ以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範および社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

2 本規程において「教職員等」は、次に掲げるものをいう。

- (1) 本学の役員、専任教職員、嘱託教職員、特別任用教員、特別研究員、センター研究員、および学生等をいう。
- (2) 学生等とは、学部学生および大学院学生その他本学に在学または在籍して修学または研究に従事するものをいう。

3 本規程において、「部署」とは各学部、各研究科、研究センター、法人部門の各部等をいう。

(教職員等の責務)

第3条 教職員等は、健全な研究活動および高い倫理性を保持し、不正行為を行ってはならない。

2 教職員等は、研究活動にあたって、生データ、実験・観察ノート実験資料など研究成果の事後による検証を可能とするものについて保存・管理し、統括管理責任者が開示の必要性および相当性を認める場合には、これを開示しなければならない。この場合の保存期間は、研究成果の発表から10年間とする。

3 教職員等は、本規程に基づく統括管理責任者の指導等に従い、第10条から第16条に定める調査等に協力しなければならない。

4 教職員等は、研究者倫理および研究活動に係る法令等に関する研修または科目等を受講しなければならない。

(統括管理責任者等)

第4条 本学における不正行為の防止等については、最高管理責任者として学長をもって充てる。また、最高管理責任者を補佐する統括管理責任者として、教育企画担当副学長をもって充てるものとし、統括管理責任者は不正行為が行われ、そのおそれがある場合には、関係部署と連携して適切に対応するとともに、教職員等に対し本規程およびその趣旨を周知徹底するものとする。

(部署の長の責務)

第5条 部署の長は、当該部局における不正行為の防止等に関し統括し、第7条による通報等を受けたときは、第10条に定める予備調査を実施するなど適切に対処しなければならない。

(窓口の設置)

第6条 本学における不正行為に関する通報、相談に対応するため、相談窓口を設置し、担当者を置く。

2 前項の通報窓口担当者として総務グループにコンプライアンス担当を置く。

3 コンプライアンス担当は学外からの通報、相談等にも対応する。

4 通報窓口担当者は、通報等に関し自己と利害関係を有する事案に関与してはならない。

(通報等の方法)

第7条 通報等は、書面(ファックス、電子メールを含む)を通報窓口担当者に提出もしくは送付し、または電話もしくは面談により行うものとする。

2 前項の書面は、原則として顕名によるものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。ただし、匿名による通報等があった場合においても、その内容によっては、顕名による通報等に準じた取扱いをすることができる。

- (1) 不正行為を行ったとする教職員等またはグループ等の氏名または名称
- (2) 不正行為の具体的内容
- (3) 不正行為の内容を不正とする科学的合理的理由

- 3 通報窓口担当者は、前項各号の内容の一部または全部に不備があるときは、当該書面の補正について指示できるものとする。
- 4 通報窓口担当者は、通報等を受け付けたときは、速やかに統括管理責任者および最高管理責任者に報告する。この場合、通報窓口担当者は、通報者に対し、更に詳しい情報の提供および調査等への協力について依頼することができる。
- 5 学会等の科学コミュニティや報道、インターネット上の掲載により不正行為の疑いが明示的に指摘された場合は、通報等があった場合に準じた取扱いをすることができる。

(通報窓口担当者の義務)

第8条 通報窓口担当者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。また、当該受付窓口の担当者でなくなった後も、同様とする。

- 2 通報窓口担当者は、通報等を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時および事後に検分できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 通報窓口担当者は、書面による通報等を受け付けた場合、受理した旨を通報者に通知する。

(通報等に係る調査)

第9条 統括管理責任者は、第7条第4項の規定による報告を受けたときは、当該通報等の対象となっている部署の長に、次の各号に掲げる事項について予備調査を行わせ、その調査結果の報告を受けるものとする。

- (1) 当該通報等がされた不正行為が行われた可能性
 - (2) 第7条第2項第3号の規定により示された科学的合理的理由と当該通報等がされた不正行為との関連性および論理性
 - (3) 通報等がされた研究の公表から通報等がされるまでの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験資料等研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間を超えるか否か
 - (4) 発注・納品検収に問題はないか、取引に関与した業者に不正はないか
 - (5) その他必要と認める事項
- 2 当該部署の長が通報等の対象に含まれているときは、通報等の対象に含まれていない学科長等をこれに代る者とする。
 - 3 当該部署の長は、第1項の予備調査の実施に関し、通報者、被通報者その他関係者に対し、必要な協力等を求めることができる。
 - 4 前項の協力を求められた通報者、被通報者その他関係者は、誠実にこれに協力等をし、および正当な理由なくこれを拒絶することはできない。
 - 5 当該部署の長は、予備調査に係る資料等を保存し、配分機関および通報者の求めに応じ開示するものとする。

(通報等の相談)

第 10 条 当該部署の長は、通報の意思を明示しない相談について、予備調査の結果に基づき相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して通報の意思があるか否か確認するものとする。

2 通報の意思を明示しない相談について、通報の意思表示がなされない場合にも、研究・配分機関の判断でその事案の調査を開始することができる。

3 当該部署の長は、不正行為が行われようとしている、または不正行為を求められているという通報・相談については、予備調査の結果に基づき相当の理由があると認めたときは、被通報者に警告を行うものとする。

(本調査)

第 11 条 統括管理責任者は、第 9 条の予備調査の結果等に基づき、当該通報等がなされた事案について、更に本格的な調査(以下「本調査」という)をすべきか否かを最高管理責任者に提言する。この場合において、必要と認めるときは、当該部署以外の部署の教職員で、当該通報等の対象となっている研究分野の教職員に対し、意見等を求めることができる。

2 最高管理責任者は、前項に基づき通報等の受付から 30 日以内に、本調査を行うか否かを決定する。本調査を行うことを決定したときは、速やかに調査委員会を設置する。

3 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときは、その旨を通報者、被通報者、配分機関及び文部科学省に通知するものとする。

4 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して 30 日以内に本調査を開始するものとする。

5 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定したときは、理由を付してその旨を通報者に通知する。

6 最高管理責任者は、前条の予備調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものと判断されたときは、通報者が所属する部署または他機関の長にその旨を通知する。この場合において、最高管理責任者は、通報者の氏名の公表その他必要な措置を講じることができる。

7 最高管理責任者は、本調査の実施を決定した場合において、被通報者に対し、調査対象とされた研究に係る研究費の支出を停止することができる。

8 最高管理責任者は、前 2 項に定める通知を受けた通報者等から当該調査の結果について異議の申し出があったときは、必要に応じて前条の予備調査について、当該部局の長に再審査を求めることができる。

9 教職員等が本学と異なる研究機関で行った研究活動に係る通報等の場合、本学と当該研究活動が行われた研究機関とが合同で、通報された事案の調査を行う。また、被通報者が本学を離職している場合、現に所属する研究機関と合同で、通報された事案の調査を行う。被通報者が離職後、どの研究機関にも所属していないときは、本学が通報された事案の調査を行う。

(調査委員会)

第 12 条 調査委員会は、次の掲げる委員をもって構成する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 当該部署等の長
- (3) 当該部署の教職員 若干名
- (4) 外部有識者 若干名
- (5) 当該部署以外の部署の教職員で、当該通報等の対象となっている研究分野の教職員 若干名
- (6) その他最高管理責任者が必要と認める学内外の者
 - 2 前項各号の委員は、最高管理責任者が委嘱する。ただし、全ての調査委員は通報者および被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
 - 3 調査委員会には委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。ただし、統括管理責任者が通報者および被通報者と直接の利害関係を有する場合、最高管理責任者が委員の中から指名する。
 - 4 調査委員会は、調査委員の半数以上が外部有識者で構成されなければならない。
 - 5 委員長は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名および所属を通報者および被通報者に通知するものとする。
 - 6 前項の通知を受けた日から起算して7日以内に異議申立てを受け付けるものとする。異議申立てがあった場合、委員長はその内容を審査し、必要と認めるときは異議申立てに係る委員を交代させることができる。
 - 7 委員長は、前項の審査の結果ならびに委員を交代させたときは、当該調査委員の氏名および所属を通報者および被通報者に通知するものとする。
 - 8 調査委員会における調査は、当該通報等において指摘された当該研究に係る論文、生データ、実験・観察ノート、その他資料の精査および関係者の聴取により行い、必要に応じ、被通報者に対して、再実験等を要請して必要資料の提出を求め、これに基づく調査を行うものとする。
 - 9 前項の調査に際しては、被通報者に対し、弁明の機会を与えてその聴取をするとともに、再実験等を要請する場合には、それに要する期間および機会を与えなければならない。この再実験等の際、調査委員会の指導・監督の下に行うこととする。
 - 10 調査委員会は、第7項の規定にかかわらず、当該調査において有益かつ必要と認めるときは、調査に関連する被通報者の研究を調査の対象とすることができる。
 - 11 調査委員会は、調査対象となる研究に関して、事実の適正な認定に必要な資料等を保全する措置をとらなければならない。
 - 12 本学が調査機関とは異なる研究機関で、告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関であった場合、調査機関の要請があった場合には、告発された事案に係る研究活動に関して、根拠となるような資料等を保全する措置をとらなければならない。

- 13 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、調査の対象となる公表前のデータや論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が外部に漏洩しないよう十分注意しなければならない。
- 14 調査委員会の議決は、原則として全会一致で決するものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、出席委員の3分の2以上をもって決することができる。
- 15 第1項各号の委員の任期は、当該調査結果を再考管理責任者に報告が完了した日までとする。
- 16 調査委員会の運営等に関し必要な事項は、調査委員会が定める。
- 17 調査委員会の事務は、総務グループが行う。

(認定)

第13条 調査委員会は、本調査の結果に基づき審査し、本調査の開始から150日以内に次の各号に掲げる事項の認定を行うとともに、これを含んだ当該調査の結果をまとめ、最高管理責任者に報告する。

- (1) 不正行為が行われたか否か
 - (2) 不正行為が行われたと認定したときは、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究にかかる論文等の各著者の当該論文等および当該研究における役割
 - (3) 不正行為が行われていないと認定したときは、併せて通報等が悪意に基づくものであったか否か
- 2 調査委員会の本調査において、被通報者が通報された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法および手続きに則って行われたこと、ならびに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
 - 3 調査委員会は、被通報者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠を示せないとき、不正行為が行われたものと認定する。ただし、被通報者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等、正当な理由があると認められる場合にはこの限りではない。また、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在などが、所属機関が定める保存期間を超えることによるものである場合についても同様とする。
 - 4 調査委員会は、被通報者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定してはならない。
 - 5 第1項第3号に規定する決定を行うにあたっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(調査結果の通知)

第 14 条 最高管理責任者は、前条の調査の結果を速やかに、通報者および被通報者ならびに理事長(総括内部統制責任者)、総括内部統制副責任者および被通報者が所属する部署の長、その事案に係る配分機関及び文部科学省に通知する。通知する内容は別表第 1 に定める。

2 前項に定めるもののほか、最高管理責任者は、不正行為と認定された研究活動に係る研究成果等について、配分機関以外の学外資金提供機関、関連する論文掲載機関、関連する教育研究機関その他の関連機関への認定概要の通知およびそれに伴う必要な対応措置を協議するものとする。

3 最高管理責任者は、前条の調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものであると認定されたときは、通報者が所属する部署の長に通知する。

(措置)

第 15 条 最高管理責任者は、被通報者に不正行為の事実があると確認した場合は、次の第 1 号に掲げる措置をとるものとし、また理事長は第 2 号および第 3 項に掲げる措置をとるものとする。

(1) 被通報者に対して不正行為と認定された研究活動の停止を命ずる業務命令

(2) 京都精華大学就業規則等に基づき懲戒処分等の措置

2 最高管理責任者は、被通報者に不正行為の事実がないと確認した場合は、次の第 1 号掲げる措置をとるものとし、また理事長は第 2 号に掲げる措置をとるものとする。

(1) 被通報者の研究活動の円滑な再開および名誉回復のために必要な措置

(2) 通報者が、第 14 条第 3 項に該当することが明らかであると認められた場合には、京都精華大学就業規則等に基づく懲戒処分等の措置

3 理事長は、不正行為への関与が認定された者および不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者に対し、「学校法人京都精華大学就業規則」等に基づく懲戒処分等の措置をとるとともに、不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正またはその他の措置を勧告するものとする。

(不服申立て)

第 16 条 第 13 条の調査結果に基づき、不正行為が行われたと認定された被通報者ないし悪意に基づく認定された通報者は、その認定に対し不服がある場合は、第 14 条第 1 項の通知を受けてから 30 日以内に、最高管理責任者に対し、不服の申立てを行うことができる。ただし、その期間内であっても同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 最高管理責任者は、不服申立てに係る審査を、調査委員会に付託するものとする。ただし、不服申し立ての趣旨に応じて、委員の交代もしくは追加、審査の委託をすることができる。

3 調査委員会は、前項に基づく審査を付託された場合、再審査を行う是非を速やかに審議し、その結果を最高管理責任者に報告する。

- 4 最高管理責任者は、第1項の不服申立てを受けたとき、および不服申し立てを却下したときは、その旨を通報者、配分機関および文部科学省に通知する。悪意に基づく通報等と認定された通報者から不服申立てがあった場合、通報者が所属する機関および被通報者に通知する。
- 5 調査委員会が再調査を開始した場合、50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、当該結果を被通報者、被通報者が所属する機関、通報者、配分機関および文部科学省に通知する。
- 6 悪意に基づく通報等と認定された通報者からの不服申立てについては、調査委員会は30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに通報者、通報者が所属する機関、被通報者、配分機関および文部科学省に通知する。

(調査結果の公表)

第17条 最高管理責任者は、不正行為の事実があると認定したときは、速やかに調査結果を公表するものとする。また不正行為の事実がないときであっても、調査事案が外部に漏えいしていた場合、および論文等に故意によるものでない誤りがあった場合、もしくは悪意に基づく通報等の認定があった場合は、調査結果を公表する。

- 2 前項の公表における内容は、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、機関が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順を含むこととする。ただし、最高管理責任者が合理的な理由があると認める場合は、不正に関与した者の氏名・所属等を非公表とすることができる。

(秘密の保持)

第18条 統括管理責任者、コンプライアンス担当、調査委員会委員その他不正行為の調査等に携わる者は、受付および調査の過程において知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

- 2 調査事案が漏えいした場合、研究・配分機関は通報者および被通報者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者または被通報者の責により漏えいした場合は、当人の了解は不要とする。

(不利益取扱いの禁止)

第19条 本学の役員および教職員等は、通報等をしたことを理由として、通報者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。ただし、当該通報等が悪意に基づくものであると認定されたときは、この限りではない。また、単に通報等があったことをもって、被通報者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

(不正防止計画)

第20条 削除

(研究倫理教育責任者)

第21条 本学における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置く。

- 2 研究倫理教育責任者には、研究執行機関の長をもって充てる。
- 3 研究倫理教育責任者は、教職員等を対象に定期的に研究倫理教育を実施しなければならない。
- 4 研究倫理教育責任者は、必要に応じて研究倫理教育副責任者（以下「副責任者」という。）を任命することができる。

（雑則）

第 22 条 本規程に定めるもののほか、不正行為の防止等に関し必要な事項は、別に定めるところとし、定めのないものについては、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）を適用する。

- 2 本規程は、これを公示するものとする。

（規程の改廃）

第 23 条 この規程の改廃は、常務理事会において行う。

附 則

- 1 この規程は、2013 年 1 月 28 日に制定し、同日より施行する。
- 2 2013 年 6 月 24 日改定・施行
- 3 2015 年 3 月 30 日改定・施行
- 4 2016 年 2 月 1 日改定・施行

ただし、第 3 条 2 項については、この規程の施行時点で研究成果の発表から 5 年を経過しているものについては適用しない。

- 5 2017 年 4 月 1 日改定・施行
- 6 2022 年 6 月 27 日改定・施行

（別表第 1）

調査結果の報告書に盛り込むべき事項

経緯・概要

発覚の時期および契機（※「通報等」の場合はその内容・時期等）

調査に至った経緯等

調査

調査体制

調査内容

・調査期間

・調査対象（対象者、対象研究活動、対象経費〔競争的資金等、基盤的経費〕）

・調査方法・手順

・調査委員会の構成（氏名・所属を含む。）、開催日時・内容等

調査の結果（不正行為の内容）

認定した不正行為の種別（例：捏造、改ざん、盗用）

- 不正行為に係る研究者（共謀者を含む。）
- ①不正行為に関与したと認定した研究者（氏名（所属・現職））、研究者番号
- ②不正行為があったと認定した研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定した研究者（氏名（所属・現職）、研究者番号）
- 不正行為が行われた経費・研究課題
 - 〈競争的資金等〉
 - ・ 制度名
 - ・ 研究種目名、研究課題名、研究期間
 - ・ 交付決定額または委託契約額
 - ・ 研究代表者氏名（所属・職（※現職））、研究者番号
 - ・ 研究分担者および連携研究者氏名（所属・職（※現職））、研究者番号
 - 〈基盤的経費〉
 - ・ 運営費交付金
 - ・ 私学助成金
- 不正行為の具体的な内容
 - ・ 手法、内容、不正行為と認定した研究活動に対して支出された競争的資金等又は基盤的経費の額及びその用途
- 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由
- 調査機関がこれまで行った措置の内容
- 不正行為の発生要因と再発防止策
- 発生要因（不正が行われた当時の研究機関の管理体制、必要な規程の整備状況を含む。）
- 再発防止策